

京都大学医生物学研究所共同利用機器利用等内規

令和3年3月18日所長裁定制定

(趣旨)

第1条 京都大学医生物学研究所（以下「研究所」という。）が管理及び運用する共同利用機器（以下「共同利用機器」という。）の利用については、この内規の定めるところによる。

(設備)

第2条 この内規において、対象となる共同利用機器は別表に掲げる設備とする。

(管理責任者)

第3条 研究所に、共同利用機器の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、研究所の教員のうちから医生物学研究所長（以下「所長」という。）が指名する者をもって充てる。

(利用資格)

第4条 共同利用機器を利用できる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学の教職員
- (2) 本学の学生
- (3) 本学以外の学術研究機関に所属する者
- (4) 企業等において研究開発に従事する者
- (5) その他管理責任者が認めた者

(利用日)

第5条 共同利用機器は、次の各号に掲げる日を除き、毎日利用できる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に掲げる日を除く。）
- (4) 6月18日（創立記念日）
- (5) 8月第3週の月曜日、火曜日及び水曜日

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、前項各号に掲げる日の利用を許可し、又は利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用時間及び利用単位)

第6条 共同利用機器の利用時間及び利用単位は、別表に定める。

2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、別表に定める利用時間を延長し、又は短縮することがある。

(利用申請)

第7条 共同利用機器を利用しようとする者は、管理責任者に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第8条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 共同利用機器の利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日の最初の日から起算して2日前（ただし、第5条第1項各号に掲げる日を除く。）までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、申出の期日を経過した場合は、共同利用機器の利用の変更又は取止めを申し出ることができない。

(利用負担金)

第9条 利用者は、別表に定める利用負担金を負担するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用負担金の全部又は一部を免除することができる。
- 3 一旦納付された利用負担金は、返還しない。ただし、前条第2項に定める利用日時の変更若しくは利用の取止めを承認した場合又は研究所の都合により承認を取り消し、若しくは共同利用機器の利用を中止させた場合は、利用負担金の全部又は一部を返還する。

第10条 利用負担金の負担は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
 - (2) 受託研究費、共同研究費、間接経費、寄附金及び本学に交付される補助金については、費用の付替によるものとする。
 - (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
 - (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振込むものとする。
- 2 前項に規定する負担方法により難いと管理責任者が特に認めた場合は、管理責任者が負担方法を別に定めることができる。

(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、共同利用機器の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された共同利用機器を利用目的以外に利用しないこと。
- (2) 利用を承認された共同利用機器を第三者に利用させないこと。
- (3) 管理責任者が必要と認める場合は、京都大学医生物学研究所共同利用機器等委員会が指定する講習を受講すること。
- (4) 利用を承認された共同利用機器に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと（管理責任者が認める場合を除く。）。
- (5) 研究所が管理する施設、共同利用機器等の保全に努めること。

(6) その他管理責任者が指示する事項

2 利用者は、利用を承認された共同利用機器に異常があるときは、速やかに管理責任者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条における共同利用機器の利用承認を取り消し、又は共同利用機器の利用を停止させることができる。

(1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。

(2) 利用者が、申請書に虚偽の記載をしたとき。

(3) 利用者が、利用負担金を本学が指定する期日までに納付しないとき。

(4) 本学の管理上の事由により共同利用機器の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。

2 前項第1号から第3号までの事由により共同利用機器の利用承認を取り消し、又は共同利用機器の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、共同利用機器の利用を終えたとき(前条第1項の規定により承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。)は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査確認を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき事由により研究所が管理する施設、共同利用機器等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(成果の公開)

第15条 利用者は、共同利用機器の利用を終えたときは、管理責任者の指定する様式によりその成果を速やかに管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告があったときは、その内容を公開するものとする。ただし、事前に管理責任者が非公開とすることを適当と認めた場合は、この限りではない。

3 前項本文の規定にかかわらず、特許取得等のため支障が生じる場合であって、利用者が申し出て、管理責任者が了承した場合は、5年を限度としてその成果を公開しないことができる。

(発明等の帰属)

第16条 利用者は、共同利用機器の利用の結果を用いたことによって京都大学発明規程(平成16年達示第96号)第2条第1号に定める発明等が生じた場合は、管理責任者に届け出るものとする。

- 2 管理責任者は、発明等が生じた場合の当該発明等の知的財産権の取扱いについては、利用者と別途協議し、書面にて定めるものとする。
- 3 前項の規定は、共同利用機器の利用の過程において作成された研究成果有体物の取扱いについて準用する。
- 4 第4条第3号又は第4号に掲げる者については、前3項の規定は適用しない。ただし、前3項を適用しない利用者であっても、京都大学発明規程（平成16年達示第96号）第2条第6号に定める「研究者等」又は京都大学研究成果有体物取扱規程（平成19年達示第58号）第2条第1項第1号に定める「研究者等」に対する、それぞれの規定の適用を妨げるものではない。

（成果の取扱い）

第17条 利用者は、共同利用機器の利用の成果を公開する際は、その都度、研究所の共同利用機器の利用によるものであることを明示するものとする。

- 2 利用者は、共同利用機器の利用により得られた成果が、製品化等につながった場合は、管理責任者に報告するものとする。

（秘密保持）

第18条 研究所の教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、共同利用機器の利用等に関連して知り得た一切の情報を相手方の書面による事前の同意なしに、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

（成果専有利用に係る適用除外等）

第19条 利用者において、成果専有利用を希望する場合は、共同利用機器の利用を始める前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。

- 2 前項による承認を受けた者（以下「成果専有利用者」という。）については、第15条第1項の報告（次項の場合の報告を除く。）、第16条第1項から第3項までに規定する発明等の届出、知的財産権及び研究成果有体物の取扱い並びに第17条の成果の取扱いに関する規定は適用しない。この場合において、当該利用者の第16条第4項の適用に当たっては、同項中「第4条第3号又は第4号に掲げる者については、前3項の規定は適用しない。ただし、前3項を適用しない利用者」とあるのは、「成果専有利用者」とする。
- 3 成果専有利用者の利用に際し、管理責任者が管理上必要と判断した場合は、当該成果専有利用者は、管理責任者と協議の上、管理責任者が必要と認める事項について、報告する

ものとする。

4 前項において、報告された内容については、非公開とする。(内規の変更)

第20条 所長は、以下の場合に利用者の同意を得ることなくこの内規を変更できるものとする。

(1) 内規の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。

(2) 内規の変更が、契約の目的に反せず、かつ、共同利用機器管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

2 前項による内規の変更にあたり、内規を変更する旨及び変更後の内規の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに研究所のホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(事務)

第21条 共同利用機器の利用に関する事務は、京都大学医生物学研究所総務掛において処理する。

(疑義等の解決)

第22条 この内規に定めのない事項が生じた場合又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。(その他)

第23条 この内規に定めるもののほか、共同利用機器の利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年6月20日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年8月1日から施行する。

別表(第2条、第6条、第9条関係)

機器番号	設備名称	利用単位	利用負担金 単価					利用時間	備考
			成果非専有利用の場合				成果専有利用の場合		
			第4条第1号及び第2号に掲げる者		第4条第3号に掲げる者	第4条第4号に掲げる者	成果専有利用者		
			研究所に所属する者	研究所以外に所属する者					
1	BD Special Order FACS Aria II セルソーター5レーザー	1時間あたり	1,000円	1,300円	2,700円	8,500円	8,500円	午前9時から午後5時まで	
2	クライオ電子顕微鏡システム Glacios Cryo-TEM	1時間あたり	6,400円	6,400円	7,600円	28,600円	28,600円	午前9時から午後7時まで	
		1日あたり	64,000円	64,000円	76,000円	286,000円	286,000円		
3	透過型電子顕微鏡 HT-7700 システム	1時間あたり	700円	700円	1,200円	4,900円	4,900円	午前9時から午後7時まで	
		1日あたり	7,000円	7,000円	12,000円	49,000円	49,000円		
4	Multi-Application Cell Sorter MA900	1回あたり(必須)	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	午前9時から午後5時まで	予約単位
		15分あたり	500円	500円	900円	5,200円	5,200円		
5	Multi-Application Cell Sorter LE-MA900 FP	1回あたり(必須)	5,000円	5,000円	10,000円	10,000円	10,000円	午前9時から午後5時まで	予約単位
		15分あたり	500円	500円	700円	4,000円	4,000円		
6	X線照射装置 AB-160型	15分あたり	800円	800円	-	-	-	午前9時から午後5時まで	学内利用のみ、成果非専有利用のみ
7	BD FACS AriaIII セルソーター3レーザー9カラータイプ	15分あたり	600円	600円	900円	2,700円	2,700円	午前9時から午後5時まで	
8	Biacore T200 Remanufactured システム	1時間あたり	1,100円	1,200円	-	-	-	午前9時から午後5時まで	学内利用のみ、成果非専有利用のみ
		1日あたり	8,800円	9,600円	-	-	-		
9	全自動血球計数器 MEK-6550 セルタックα	15分あたり	1,200円	1,200円	1,200円	1,600円	1,600円	午前9時から午後7時まで	

- 上記表中の利用負担金単価は、利用単位あたりの利用に係る金額(消費税相当額を含む。)であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用負担金とする。
- 上記表中の利用単位が1時間あたりとなる機器において、1時間未満の利用及び1時間を超える利用に係る1時間未満の端数については、それぞれ1時間の利用として、利用負担金を算出するものとする。
- 上記表中の利用単位が15分あたりとなる機器において、15分未満の利用及び15分を超える利用に係る15分未満の端数については、それぞれ15分の利用として、利用負担金を算出するものとする。
- 第4条第5号に掲げる者の利用負担金単価は、当該者の所属、身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。
- 成果専有利用者が利用負担金を支払った後は、いかなる事情(本学規程に基づき本学が当該成果の特許等を受ける権利を承継した場合、及び当該成果が研究成果有体物として本学に帰属した場合を含む。)があっても、第9条第3項ただし書に定める場合を除き、利用負担金を返還しない。